

Title	利子歩合と価値
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.2 (1917. 2) ,p.301(129)- 315(144)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170201-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て起れる説は東亞モンロー主義で、米國言論界に於ては盛んに論議せられる。我が邦で公然東亞主義を確立すべしと論ずるに至つたのは極めて最近に屬して居る。尤も日露戦後日本以外の東洋諸國に於て亞細亞人の亞細亞若くは東洋人の東洋などの説が出で、東洋は全部東洋人にて治め歐米國に對し退去を要求せんとしたのは事實であるが、之は日露戦の結果を見て多少の自覺心を喚起した爲であつて日本をして其の希望實行の先驅たらしめんとせる形跡も見えて居る今日の東亞主義が言論の劈頭に於て述べたるが如き意義を有するに到つた事は蓋し以上の思想を綜合したものであらう。然し此の思想は云て十年一昔以前のもので今後の實行に當つては多少改訂の余地あらうと思ふ。

之を米國の例に徴せんに、羅典亞米利諸國の幼稚なる時代に於ては米國はモンロー主義の名の下に自ら警察權を西大陸は行はんとし先づ自國の福利を計るに汲々とし、續いて南方弱少國の利益をも計らんとしたのであるが南米諸國の發達と共にモンロー主義其の内容を擴大し米國

本位の地位を去つて南北米本位とせなければならぬ様になつた。之れ即ち幾多の全米會議の開催せられ全米主義確立に力むる事となつて所以である。今日華盛頓に全米同盟なる國際機關を設けて全米の保全、平和、産業の發達、學術等の進歩を計つて居る。今に吾人の探らんとする極東主義は日本々位の帝國主義ではなくして東洋の平和恆久、利益の擁護、政治的發達を意味しなればならぬ。此の主義は日英同盟、日佛日露協約の精神と毫も異なる所がない。偶々右三協約の存在は極東主義の建設を歐洲三大強國が承認して居るものと云つて然るべきである。歸する所極東主義の主張は米國をして疑はしめず歐洲をして畏れしめざるものと信ずるのである。以此見れば東洋のモンロー主義に於て既に存して居るのであつて今新に創設せんと欲するのではない。唯だ既存の事實に名義を附するに過ぎぬ。云は、東亞の平衡法を成文の形になし同時に條約の如き期限的性質を無期限のものとする許りである。而して其の效果に至つては敢て茲に贅言を費す必要を見ない。

利子歩合と價值

高城 仙次郎

第一節 使用價值と資本價值

大多數の財貨の資本價值は其使用價值をば利子歩合を以て割引せるものなり。従つて利子歩合の高低が財貨の資本價值と密接の關係を有するは論を俟たざる所なりとす。茲に所謂資本價值とは普通單に價值と稱するものにして、一財貨其物の價值を云ふ。而して使用價值とは一財貨の使用、利用、消費等より生ずる便益の價值に外ならず、一財貨が其所有主又は使用者に與ふる便益には不動産を賃貸せる場合に於けるが如く貨幣所得の形式を備ふることある以外に、農業に土地を利用せる際に於けるが如く實物所得として收得せらるゝこともある可く、又衣服を

着用し或は食物を攝取せるときに於けるが如く無形の享樂としての所得たるの形を以て收めらるゝこともあれど、此等種々の形體を備ふる所得を總て貨幣を以て見積りて使用價值と稱するなり。されど、此等種々の使用價值には石炭、食物等に於けるが如く、其使用價值を有する財貨が單に一回使用せられたるのみにて消滅する場合もあり、又衣服、履物等に於けるが如く數ヶ月連續的に發生することもあり、更に家屋、船舶等に於けるが如く數十ヶ年永續することもあると同時に、土地に於けるが如く殆んど永久に收得せらるゝものもあり。而して一回の使用に依りて其効用の消滅する財貨例へば石炭、食物等の使用價值は財貨其物即ち石炭、食物等の資本價值と同一なる可きは理の當然にして、従つて此等の財貨の價值は其使用價值をば利子歩合を以て割引せるものなりと云ふを許ざるなり。假りに或人が一個の林檎の消費に依つて

決して無限大に上る享樂を收むることを得ると思惟せりとせば、其人に對する其林檜の使用價值は五錢なると同時に、林檜其物の價值も亦五錢にして、兩者は全然同一なりとす。されど之に反して土地の如く人類の見地より論ずれば永遠に存在するものなりと看做し得る性質を備ふる財貨に在りては、其使用價值も亦永久に且つ連續的に發生するものなりと斷定するを妨げざるが、假りに或る特定の土地より生ずる所得が一ヶ年百圓なりとせば此所得は永久に繰返へさるゝものなるを以て、其土地の使用價值の合計即ち毎年收得せらるゝ百圓の所得の累計は無限大なる可きなり。従つて若し土地の價值が林檜の價值と同じく其使用價值と同一なりとせば、總て今日人類に依りて利用せられつゝある土地は何處に在るを問はず、又其面積の大小に拘はらず、悉く無限大の價值を有す可き筈なるに、事實は然らずして、假令大都會の中心に位せる

五錢に相當す土地と雖も、其價值には一定の限度あり。是れ其使用價值が決して一時に發生することなくして、時の経過と共に順次少許宛に使用者に與へらるゝものなるが故なり。詳言すれば、今年度の使用價值を收得するには一ヶ年を要し、翌年度の使用價值は今より一ヶ年経過したる後始めて發生するものにして、其全部を收得するには尙ほ其後一ヶ年間を要するなり。第三年度、第四年度等に就きて云ふも亦同じ。而かも、今年收得する百圓と來年收得せらるゝ百圓とは同じく百圓なりと雖も、收得者より之を觀れば其價值に於て多少の相違あり。詳言すれば、來年收得せらるゝ百圓は今年收得せらるゝ百圓よりは今日に於ける其價值少なきものにして、來年以後の收入に就きて云ふも亦同じ。従つて累年の使用價值の客觀的又は算數的總計は土地の場合に於て無限大なりと雖も、毎年收得せらるゝ此土地の使用價值の主觀的評價は

んと欲す。

第二節 年金の現價計算法

諸種の財貨の價值を計算するには年金の現價計算法を用ゆるを至便と爲すを以て、財貨の使用價值の割引を試みるに先ちて、本節に於て簡單なる現價の計算法を略述せんと欲す。

第一款 永續年金の現價

永久に毎年の終りにa圓宛支拂はるゝ永續年金の現價を求むるには左の公式に依ることを得るなり。(Vは現價、rは年利率)

$$V = \frac{a}{r}$$

例へば今後毎年度の終りに百圓宛永久に支拂はるゝ年金の現價は若し利子歩合が年五分なりとせば、左の如く二千圓なる可し。

$$V = \frac{100}{.05} = 2000$$

永續年金の現價を計算するに當りて上掲の公

ることなきものにして、或る特定の土地の價值は其土地の使用價值の總計を利子歩合にて割引せるものに外ならざるなり。

他の財貨例へば家屋の如きも、其使用價值數十年に互りて收得せらるゝものなれば、家屋の價值も年々生ずる使用價值を單に總計せるものに非ずして、此總計を利子歩合にて割引せるものなりとす。使用價值が一回限りにて消滅せずして數次に互りて或は數ヶ月又は數ヶ年の間連續的に發生する他の總ての財貨の價值に就きて之を觀るも、同一原則の適用せらるゝを見るなり。

以上論述せる財貨の使用價值との資本價值との關係に就きて利子歩合の及ぼす影響は經濟學上利子歩合の占むる地位の如何に重要なるかを示すものなるを以て、下文に於て諸種の財貨に就きて使用價值が如何なる方法に依りて、又如何なる程度迄割引せらるゝものなるやを論述せ

式を用ひ得る理由は左の如し。

$$\text{第一年度支拂金 } a \text{ 圓の現價} = \frac{a}{1+r}$$

$$\text{第二年度支拂金 } a \text{ 圓の現價} = \frac{a}{(1+r)^2}$$

$$\text{第三年度支拂金 } a \text{ 圓の現價} = \frac{a}{(1+r)^3}$$

.....

$$\text{第 } n \text{ 年度支拂金 } a \text{ 圓の現價} = \frac{a}{(1+r)^n}$$

餘は之に準ずるものなれば永續年金の現價(V)は

$$\frac{a}{1+r} + \frac{a}{(1+r)^2} + \frac{a}{(1+r)^3} + \dots$$

に等しかる可し。今假りに $\frac{1}{1+r}$ の代りに v を用ゆれば、

$$V = av + av^2 + av^3 + \dots$$

となるなり。更に之を分解して下の如く記することを得可し。

$$V = av(1+v+v^2+\dots)$$

$$\text{然るに } (1+v+v^2+\dots) \text{ は } \frac{1}{1-v}$$

に等しきを以て此式は更に次の如く書き改むるを妨げず。

$$V = av \left(\frac{1}{1-v} \right)$$

次に此式に對して v の前身 $\frac{1}{1+r}$ を當接せ

れば

$$V = a \left(\frac{1}{1+r} \right) \left\{ \frac{1}{1+r} \left(\frac{1}{1+r} \right) \right\}$$

$$= \left(\frac{a}{1+r} \right) \left(\frac{1}{1+r-1} \right)$$

$$= \left(\frac{a}{1+r} \right) \left(\frac{1+r}{r} \right)$$

$$= \frac{a}{r}$$

となるなり。

即ち永續年金の現價を求むるに際して、

$$V = \frac{a}{r}$$

なる公式を用ゆる所以なりとす。

第二款 据置永續年金の現價

若干年を経たる後毎年 a 圓宛永久に支拂はる可き永續年金の現價を求むるには左の公式を用ゆることを得るなり。(Vは現價、 r は年利率、 n は据置年數)

$$V = \frac{a}{r(1+r)^n} \quad \text{又は}$$

$$V = \frac{a}{r(1+r)^n}$$

例へば十ヶ年の後毎年百圓宛永久に支拂はるゝ年金の現價は年利を五分をせば、左の如く千二百二十八圓八十二錢なり。

$$V = \frac{100r}{r(1.05)^{10}} \\ = \frac{2000r}{(1.05)^{10}}$$

$$= 1228.82 \text{ 圓}$$

若干年(n 年)を経たる後支拂の開始さる可き据置永續年金の現價を計算する當りて上掲の公式即ち

$$V = \frac{a}{r(1+r)^n} \quad \text{又は}$$

$$V = \frac{a}{r(1+r)^n}$$

を用ゆる理由は左の如し。

今より n 年を経過して、此据置年金の支拂が開始されんとする第一年度の初めに於ける此年金の價值は

$$V = \frac{a}{r}$$

なるが、此價值は勿論 n 年後に於て据置年金の有するものにして、今日の現價に非ず。今日の現價を求むるには更に之をば

$$\frac{1}{(1+r)^n}$$

を以て割引せざる可からず。是れ即ち据置年金の現價を計算するは

$$V = \frac{a}{r} - \frac{a}{r(1+r)^n}$$

なる公式を用ゆる所以なりとす。

第三款 有限年金の現價

今より一定年限の間毎年 a 圓宛支拂はるゝ有限年金の現價を求むるには左の公式に依ることを得るなり。

$$V = \frac{a}{r} - \frac{a}{r(1+r)^n} \quad \text{又は}$$

$$V = \frac{a}{r} \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\}$$

例へば十年間毎年度の終りに百圓宛支拂はるゝ有限年金の現價は利子歩合を年五分とせば左の如く七百七十一圓十八圓なりとす。

$$V = \frac{100\text{円}}{.05} - \frac{100\text{円}}{(1.05)^{10}}$$

$$= 2000\text{円} - 1228.82\text{円} \\ = 771.18\text{円}$$

有限年金の現價の計算に上掲の公式を用ゐる得る理由は左の如し。

假りに毎年 a 圓宛永久に支拂はるゝとせば、其現價は

$$V = \frac{a}{r}$$

の式を以て求むることを得可し。然るに有限年金は n 年の後は支拂はれざるものなるを以て、 n 年後に永久に支拂はるゝ年金の現價を永續年金の現價より控除すれば、 n 年間支拂はるゝ有限年金の現價を求むることを得るなり。換言すれば n 年間支拂はるゝ年金の現價は永續年金の現價と n 年間据置の永續年金の現價との差に外ならず。而して、永續年金の現價は

$$V = \frac{a}{r}$$

にして、 n 年据置年金の現價は

第 n 年度の年金 a 圓の現價 $= \frac{a}{(1+r)^n}$

以上の總計は

$$(1) \quad V = \frac{a}{1+r} + \frac{a}{(1+r)^2} + \frac{a}{(1+r)^3} + \dots + \frac{a}{(1+r)^n}$$

今假りに此式の兩邊をば $(1+r)$ を以て乘ずれば

$$(2) \quad V(1+r) = a + \frac{a}{1+r} + \frac{a}{(1+r)^2} + \dots + \frac{a}{(1+r)^{n-1}}$$

而して(2)より(1)を減すれば

$$V(1+r) - V = a - \frac{a}{(1+r)^n} \\ Vr = a \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} \\ V = \frac{a}{r} \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\}$$

なるを以て、 n 年間支拂はるゝ有限年金の現價は

$$V = \frac{a}{r} - \frac{a}{r(1+r)^n}$$

$$V = \frac{a}{r} - \frac{a}{r(1+r)^n} \quad \text{又は}$$

$$V = \frac{a}{r} \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\}$$

に依りて求め得るなり。

此公式に對する證明は左の方法に依りても之を求むることを得可し。

第一年度の年金 a 圓の現價 $= \frac{a}{1+r}$

第二年度の年金 a 圓の現價 $= \frac{a}{(1+r)^2}$

第三年度の年金 a 圓の現價 $= \frac{a}{(1+r)^3}$

第三節 土地の價值

今日地球の表面に散在せる土地は地球が一個獨立の行星として構成され其表面に地殼の生ぜし以來常に現形の儘にて存在せしものに非ず。地殼は地層に現はれたる自然の記録の明示せる如く過去に於て或は冷却に基づく地球の縮少の結果として或は地球の中心に充滿せる溶融の迸出の結果として屢々大變動を蒙り、大陸が一朝にして滄海に變じ、海底が露出して陸地となりしこと一再にして止まらざるなり。當今東西半球に現存せる大陸並に島嶼は最後の地殼の大變動の起りしとき始めて構成せられたるものなるか或は夫れ以前既に存在せし土地の中に於て其時海底に變ずることを免がれたるものなるが、總て現存の土地は何日何時早晚來る可き次の地殼變動の影響を蒙り、山岳が平地となり平地が海水に被はるゝやも測る可からず。従つて土地は永久に存在するものなりと云ふことを

得ざるなり。

然りと雖も、地殼の變動は決して頻繁に發生する現象に非ずして、次回の變動は今より數萬年後を経たる後のことなるやも知る可からざるのみならず、一旦突發すれば人類の全部少くとも其大部分が死滅するは必然の勢なるを以て人類の見地、少くとも現代の人類の立脚地より之を論ずれば土地を以て永遠に存在するものなりと看做すを妨げざるなり。而かも若し土地が果して永遠無窮に存在するものなりと假定し得るとせば、土地の效用即ち其使用價值も亦永久に存續するものなりといふことを得るなり。唯鑛山、油田の如き特種の土地に在りては採掘するに從ひ其效用の遞減するは勿論なりとす。又山林、農作地等も濫伐又は地味の濫用に依りて其使用價值を激減することあれど、是は輪伐又は肥料の應用等に依りて防止すること不可能なりとせず。

されば斯くの如く多少の例外ありと雖も、土地は概して永久に存在するものにして、其使用價值も亦無窮に存續するの性質を有せりと看做すを妨げざるなり。従つて土地を評價するに當りて前節に於て説明せし永續年金の現價計算法を用ゆるを至當とす。蓋し土地の使用價值換言すれば土地より生ずる純收入は永續年金と同じく永續的に繰返へざるゝものなるを以てなり。茲に於て乎、或る特定の土地より永久に一ヶ年 a 圓宛の純所得を生ずるとせば、其土地の現價は左の式に依りて之を求むることを得可し。

$$V = \frac{a}{r}$$

而して若し其純所得が金百圓にして、利子歩合が年五分なりとせば、其地價は左の如く二千圓に相當するなり。

$$V = \frac{100}{.05} = 2000$$

又假りに利子歩合が年一割ならば、地價は左の如く其半額即ち千圓となるを見る。

$$V = \frac{100}{.10} = 1000$$

更に利子歩合が年三分五厘ならば、地價は左の如く二千八百五十七圓十四錢なる可し。

$$V = \frac{100}{.035} = 2857.14$$

茲に土地の純所得と稱するものは貸地に在りては地代より地租並に差配人を置く場合には差配料を差引きたる殘額を云ひ、自家用宅地に於ては貸地としての地代の見積額より地租を控除せる殘額又は其土地の與ふる享樂を貨幣にて評價せる金額より地租を除きたるもの、又生産營利及び其他種々の目的に用ゆる自家所有の敷地に在りては貸地としての地代の見積額或は各其用途に對する土地の效用の評價額より地租を控除せる殘額を謂ふに外ならず。

然りと雖も、勿論實際には現在一ヶ年百圓の

純所得を生ずる或る特定の土地が、假令市場の平均利子歩合が年五分なりとするも、二千圓に評價せらるゝこと殆んど無しと云ふを得んか。其理由は他なし。其土地より生ずる純所得が今年百圓なるも、其率を永久に維持す可しと思惟するものなかる可し。若し將來に於て其純所得が増加するに至る可しと推斷されるれば、地價は二千圓以上に評價せらる可く、又純所得が減少することあるやも測れずと思惟せられたる際には二千圓以下に見積らる可きは理の當然なりとす。又土地の純所得の見積、換言すれば其使用價值の豫算は事將來に屬するものなるを以て、其豫算は人毎に異なる可く、從つて土地の評價も所有者並に第三者間に於て多大の懸隔を生ずることなしとせざるなり。加ふるに甲は金融市場の割引歩合を以て之を還元して地價を求めんとす可く、乙は自己の銀行に預入せる定期預金の利子歩合にて土地の現價を計算せんとし、丙

$$= 2000^{\text{円}} - 753.75^{\text{円}}$$

$$= 1246.25^{\text{円}}$$

即ち千二百四十六圓二十五錢なる可し。

茲に所謂家屋の使用價值とは自家所有の住宅に在りては夫れに依りて雨露風霜を凌ぐ結果として居住者に與へらるゝ享樂を貨幣にて見積りたる金額より敷地の地代（自家所有の土地ならば其見積額）、修繕費、家屋税、火災保険料及び其他家屋其物の維持に必要な雜費を控除せる殘額を云ひ、營利事業用建築物に在りては其家屋が事業に貢獻する用役を貨幣にて見積りたる金額より上叙の諸費を控除せるものなりとす。更に貸家に在りては家賃の揚り高より前記諸費並に差配料を除きたる殘部に外ならず。而かも家屋の場合に於ても土地に於けるが如く、其評價は人に依りて異なる可きものなるを記憶せざる可からず。例へば貸家の賃貸料に就きては比較的意見の一致を見ることを得可きも、住宅用

は更に借入金金の利子歩合を標準として土地の價値を推測せんとすることある可ければ、假りに土地の使用價值に關する豫算が甲、乙、丙間に於て全然一致せるも、土地に對する各自の評價が符合せざることある可し。

第四節 家屋の價値

家屋は土地の如く永久に存在するものに非ずして或る一定の命數を有するものなれば、其現價は第二節に於て説明せし左の有限年金計算法に基きて求むるを可とす。

$$V = \frac{a}{r} - \frac{a}{r(1+r)^n}$$

假りに一棟の家屋より二十ヶ年間毎年百圓宛の使用價值を生ずるものとせば、其現價は（利子歩合を年五分として）

$$V = \frac{100^{\text{円}}}{.05} - \frac{100^{\text{円}}}{.05(1.05)^{20}}$$

の家屋又は營利事業の用に供せらるゝ建築物の使用價值に關しては評價區々にして一定する所なかる可きは喋々するの要なきなり。又家屋の純使用價值を算定する爲めに控除す可き上記諸雜費中地代、差配料、家屋税、火災保険料等は客觀的に計出し得るものなるを以て人毎に其計算を異にす可しと思惟するを得ざるも、修繕費の多寡に至りては主觀的分子を含むこと少なからざるを以て、之に關する意見の一致を望むこと殆んど不可能なりと謂ふ可し。加之、家屋の命數に關する豫想は建築物に對する知識、經驗を異にする人の間には一大徑庭ある可く、成る特定の家の命數をば、甲は二十年と看做せるに反し、乙は十四五ヶ年と斷定することなしとせず。殊に家屋は星霜を経るに従ひて次第に朽廢し其効用の減退するものなれば、住居に充てらるゝと營業の目的に供せらるゝとを問はず、其使用價值をば家屋が廢物となる迄毎年同額に見積る

者殆んどなしと云ふことを得可し。而かも其使用價値の遞減の程度に對する推定は人毎に異なる可きは自然の數なりとす。

又家屋は自然の命數を有するものにして、空氣、風水の影響を蒙りて一定年限後には廢物として取扱はるゝものなるが、總て建物は夫れ以外に火災並に天災地變の爲め全然破壊せらるるか或は一大破損を受くることあり。此中失火に基づく火災より生ずる損害は火災保險に依りて豫防することを得るも、天災地變例へば地震、暴風洪水等より蒙る家屋の損害に就きては豫防の方法少なきを以て、或る特定の家屋の使用價値を豫算する人が若し此點に留意せざれば、其の資本價値が自ら比較的低く算定せらるゝの結果を呈するのみならず、上記の危険の程度に對する豫想が人毎に懸隔ある可きは明かなり。

以上論述せるが如く、家屋の現價に就きて實際に試みらるゝ計算は種々の主觀的分子を含む

年の終りに單に一回使用せらるゝに止まらざるものなるを以て、其效用は連續的に發揮せらるゝと看做し得るが故に、其使用價値の現價を嚴密に計出せんと欲せば、一ヶ年を標準とせずして、一ヶ月若しくは一週間又は一日を計算の基礎とす可きなり。されど、此方法に依れば運算複雑となり、而かも得る所比較的少なきを以て衣服現價の計算は假りに上掲の單純なる方法に依りて行ひたり。

第六節 商品の評價

商人が貨物を仕入れる際に若し其貨物を即日賣却することを得るの見込を有せば、利子歩合を以て仕入値段を割引することなかる可きも、假りに一定期間を経たる後にあらざれば夫れを賣拂ふことを得ずと思惟せる際には貨物の價格に對する利子の關係を顧慮す可きは理の當然なり。假りに百十圓にて直に賣却し得ることを期待せる一貨物を仕入れるに際して、其取引より

と同時に、土地の現價算定に於けるが如く評價に用ゐらるゝ利子歩合は決して一定せらるものなりと云ふことを得ざるを以て、家屋の評價は人毎に異なるものなりと云ふを得るなり。

第五節 衣服の價値

假りに一着の衣服が三ヶ年の使用に耐ゆることし、初年には十圓、二年目には五圓、三年目には二圓の享樂を所有者に與へるとせば、年利を五分として其現價を左の如く計算することを得可し。

初年度の使用價値	十圓	其現價	九圓五十二錢
二年度の使用價値	五圓	其現價	四圓五十三錢
三年度の使用價値	二圓	其現價	一圓七十二錢
合 計	十七圓		十五圓七十七錢

此計算は運算を容易ならしむる爲め一ヶ年間の使用價値が各年の終りに於て一時に發生するものと假定して行ひたるものなるが、實際には衣服は一ヶ年中屢々用ひらるゝものにして、一

十圓の利潤を擧ぐることを欲せば、其貨物に對して百圓を支拂ふを辭せざるならん。されど若し其賣却に一ヶ年を要するとせば、百圓より一ヶ年の利子を控除せる額、即ち年利五分ならば、九十五圓以上を支拂ふを躊躇することある可し若し又賣却に二ヶ年を要するとせば、其商品の現價は九十圓内外に見積らるゝならん。骨董品古本の如きは時として其賣捌に四五年を要することあるを以て、此等の貨物を賣買せる商人は時價より數割以下の價格に非ざれば貨物を仕入れざることあり。是れ上述の原則即ち價値の割引より來れる現象にして、一般に想像せらるゝが如く、骨董品商又は古本商が暴利を貪らんとせるが爲にはあらざるなり。

第七節 消費財の價値

一回の使用に依りて其形體若しくは其效力の全く消滅する食料品又は燃料の如きは、購入後直ちに消費せらるゝとせば、購買者が其價値を

利子歩合を以て割引することなしといふを妨げず。例へば一個人が直ちに夫れを消費して五錢の享樂を受くることを得ると思惟せる林檎一個に對しては金五錢を支拂ふことを辭せざる可し。

然りと雖も、石炭、鹽鮭、澤庵、白米等に於けるが如く往々にして一時に多量の消滅財を購入貯藏して、日々少量宛消費する者は買入後直ちに全量を消費する場合に於けるよりも低率なる單價を以てするに非ざれば之を購買せざる可とあり。是れ一は此等消費財の腐敗、自然的減量、鼠害等に基づく損失を顧慮せるより來れるは勿論なるも、一は其大部分が數日、數週時としては數ヶ月後に消費せらるゝものなるを以て、其部分に對して價值の割引を行ふが故なりとす

第八節 利子歩合の騰落と物價

以上代表的財貨の數例として土地、家屋、衣服、商品並に消滅財の五種を擧げ、各種の貨物

に就きて其現價を計算する方法を略叙せしが、此計算の基礎たる財貨の使用價值並に利子歩合の見積には前述の如く主觀的分子を包藏すること尠からざるを以て、實社會に於ける財貨の評價は人毎に異なるものなりと云ふを得んか。然りと雖も、上掲の現價計算法は財貨評價の根本原則とも云ふ可きものにして、財貨の使用價值と利子歩分とは總ての場合に於て財貨に對する各個人の評價を左右する最大原因なりとす。從つて若し一財貨の使用價值の大小に對する各評價者の見積額が同一にして、且つ市場を支配する利子歩合に關する此等評價者の意見に徑庭なしと假定せば、其貨物に對する評價は自ら一致するものなりとす。

更に進んで左に各種貨物の使用價值と其資本價值との關係を對照すると同時に、利子歩合が騰貴若しくは下落せし際には如何なる結果を齎らすものなるかを明かにせんと欲す。尤も、單に利子歩合の變動と云ふも、永久的に騰落することもある可く、又單に二時的に一昂一低の状態を呈せるに過ぎざるともあり。次に掲ぐる現價表は利子歩合が永久的に騰貴又は低落せしか、

或は然らざるも評價者が永久的に利子歩合が變動せりと思惟せし場合を假想して作製せしものなり。蓋し假りに市場利子歩合が五分より八分に騰貴せしときと雖も、若し數日中或は數週中に下落して舊の率に復することが一般に期待せらるゝとせば、何人たりとも土地を評價するに當りて八分の利子を計算の基礎と爲す者なかる可きを以てなり。

財貨	一ヶ年間の使用價值	持續年限	使用價值の合計	現價		
				(利子年五分)	(利子年一割)	(利子年二分五厘)
土地	一〇〇〇〇〇	無限	無限大	二〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
家屋	一〇〇〇〇〇	二〇	二〇〇〇〇〇	一二四六・二五	八五一・三四	一五五八・五一
衣服	一〇〇〇〇〇	三	一七〇〇〇	一五・七七	一四・七二	一六・三五
商品	一〇〇〇〇〇	一	一〇〇〇〇〇	九五・二三	九〇・九一	九七・五六
林檎	一〇〇〇〇〇	一回	一〇〇〇〇〇	〇・五	〇・五	〇・五

前表に就きて之を觀るに購買後直ちに消費する林檎は利子歩合の影響を毫末も受けざれども、其他の財貨は皆其影響を蒙れり。今試みに利子歩合を年五分と假定せる場合に於ける現價を對

照するに利子歩合の爲めに最大の割引を受くるものは土地にして、家屋之に次ぎ、衣服の受くる割引は更に少なく、商品に在りては最も輕微なり。之を要するに、割引の程度は財貨の持續

期間に比例せるを觀る。

次に利子歩合が一割に騰貴せば、此等財貨の現價は皆幾分か減少するに至るものなるが、其下落の程度も亦各財貨の持續期間に比例せり。詳言すれば、存続年限の長き財貨は最も多く下落し、短きものは其下落の程度比較的少なし。利子歩合が之に反して二分五厘に低落せば、各財貨は皆多少騰貴す可し。例へば土地は利子歩合が五分ならば二千圓なるに、二分五厘に下落せば、其現價は四千圓に騰貴するなり。而かも各財貨は皆一様に土地の如く二倍に騰貴するることなくして、其程度は持續期間、換言すれば割引年限に準じて土地に於けるよりは輕微なり。商品の如く單に一ヶ年間に對して割引せらるゝものに在りては騰貴の程度最も低し。由是觀之利子歩合の騰貴は財貨を下落せしめ、利子歩合の低落は財貨の價格を昂騰せしむるの傾向を有するものにして、且つ各其騰落の程度は財貨の

持續期間の長短に比例するものなりとす。

勿論實際には利子歩合の騰貴せると同時に物價の騰貴すること稀なりとせず。目下歐洲大戰亂の影響を蒙りて各國に於て利子歩合並に物價は戰前に比して一般に騰貴せるが如し。されど此現象たるや以上吾人の説述せる原則と何等衝突する所なきものなりとす。上文に於て利子歩合が上騰せば物價が下落するに至る可しと斷定せしは、財貨の使用價值に何等の變更を來たさることを前提とせるものなり。されど此使用價值たるや利子歩合が時々刻々變動して止まざると同じく時としては増加し、又時としては減少するものなりとす。目下戰爭並に戰爭の醸成せる好景氣の一結果として諸種財貨の效用即ち其使用價值大に増加せるのみならず、其増加の程度が利子歩合騰貴の程度に優る所あるを以て物價は一般に騰貴するに至れるものなりとす。

批評と紹介

フオン・クリス著『支那經濟財政論』

W. v. Kries, Ueber Volks-und Staats-
haushalt Chinas.

支那は我邦の經濟的寶庫なり、而して此寶庫の鍵は單に「日支親善」又たは「同種同文」等を繰返すことによりて求めらるゝものにあらず宜しく冷靜に研究せざる可からず、然かも之れが研究に當つて最近の財政經濟に對する極めて簡勁にして良好の參考書なかりしは吾人の遺憾とせし處なりしが、今本著出づるに及びて吾人の要求は略ぼ充たされし感あり。

本書は先づ總論と各論とに分たれ、著者は主として前者に於て支那其者の現時に於ける工業及農業に就きて論述し、即ち専ら原料品輸出國たる同國にとりて所謂新式の工業は單に漢口の

如き上海の如き開港地に見る現象に過ぎず、となし、又た農業に關しては、著者は同國の國民經濟上、此産業を重要視し、殊に之れが改善策として交通機關殊に道路及水路の改修と土地耕作法の改良と、農業資金の潤澤ならんことを以てせり、更に各論としては、先づ商業及關稅政策の條項に於て、現時、同國の關稅に見る現象は銀相場下落と一面生産物の價格が騰貴せしことは多くの場合を通じて從價格の五「パーセント」なる關稅率を三「パーセント」乃至二「パーセント」に低下せしむるに至れり、更に第二の問題としては、内地關稅、内地取引及課稅問題にして以上の條項の下に著者が論せし處は先づ支那其者の國庫收入に就きて千九百十六年の豫算表、地租、鹽專賣、關稅(海關稅及内地關稅)等を述べ、次ぎには課稅組織と内地關稅問題に及び、更に轉じて支那其者に於ける内地商業の形式、價值、特色を論じ、殊に最後の場合の如き